「不動車コーナー」オークション規則

株式会社いすゞユーマックス

「不動車コーナー」オークション規則

第 1 条（参加規則）

1. 不動車コーナーに参加するにあたり、会員は不動車の性質・損傷状況・機構等を十分理解したうえで取引を行い、本規則を遵守するものとします。
2. 本規則で定めのない事項については、いすゞモーターオークション会員規約（以下、「IMA 規約」という）に準ずるものとします。また、不動車コーナー以外の出品については本規則を適用しません。

第 2 条（不動車の定義）

不動車とは、事故、災害、故障その他の事由により自走不能となった車両であり、株式会社いすゞユーマックス（以下、「事務局」という）が不動車として第3条の条件に適合すると判断した車両をいいます。

第 3 条（出品条件）

不動車の出品にあたっては、安全性を最優先とし、以下の条件を満たすものに限ります。

1. 車両に関する必要書類が完備されていること。
2. 損害保険請求中その他係争案件に該当していないこと。
3. 燃料、オイル、冷却水その他液体漏れ等により、火災または事故発生のおそれがないこと。
4. エンジン、トランスミッションその他主要部品に著しい欠品がないこと。
 なお、多数の部品取りが行われている車両、または広範囲に延焼した車両等については、事務局判断により出品を制限またはお断りする場合があります。この場合において、事務局は出品店が出品のために要した陸送費等の費用について一切の責任を負わないものとします。
5. セルフローダーまたはレッカー車により積み降ろし可能な車両であること（クレーン、フォークリフトその他特殊機械による積み降ろしを要する車両は出品できません）。
6. 車台番号が目視により確認できること。
7. 盗難車、遺失物、差押え、担保権設定済み等の理由により第三者から法的請求を受けるおそれのある車両でないこと。
8. その他、事務局が出品不適当と判断した車両でないこと。

第 4 条（必要書類）

1. 登録済車両および一時抹消車両の必要書類については、IMA 規約に準じるものとします。
2. 前項に該当しない場合は、IMA 所定の必要書類を提出するものとします。
3. 事務局が必要と判断した場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

第 5 条（手数料）

不動車コーナーの手数料は以下の通りとします。

区分/手数料	出品料	成約料	落札料	商談手数料
中型トラック,バス以上	25,000	25,000	30,000	5,000
小型トラック,マイクロバス	15,000	15,000	15,000	5,000
RV,乗用車,商用車,軽自動車	15,000	15,000	15,000	5,000

※ ima-net でのライブ落札及び不在落札の場合、上記落札料に所定の金額(ima-net 会員 5,000 円、ima-netLITE 会員 10,000 円)を加算します。

第 6 条(検査)

1. 不動車については、原則として検査を実施しないものとします。 このため、外装評価および評価点の付与は行いません。
2. 落札店は、現車確認および出品票記載事項の確認等を十分行ったうえで応札するものとします。

第 7 条(クレーム)

1. 不動車は原則としてノークレームとします。
2. ただし、以下の事項に該当し、事務局が重大な瑕疵と認めた場合に限り、クレームを受け付けます。なお、受付期間は下記表の定めに準じるものとします。

重大クレーム事項	受付期間
落札車両が盗難車であるとき。	無期限
落札車両が差押え車、担保権付車であるとき。	無期限
落札車両が永久登録抹消されていたとき 。	無期限
落札車両がメーター改ざん車であるとき。※1	180 日
落札車両が接合車であるとき。	180 日
落札車両が不正改造車であるとき。	90 日

※1 メーター1 周申告漏れの場合は、メーター改ざん車と同等として扱います。

※2 メーター改ざんに関する詳細は、別途定める IMA 規約「メーター改ざんに関するクレーム基準」に準じます。また、盗難車・差し押さえ車等の詳細は、事務局判断とします。

第 8 条(搬入・搬出)

1. 不動車の搬入および搬出は、出品店または落札店の責任において行うものとします。
2. 搬出期限は、オークション開催日を含め 3 営業日以内とします。
3. 搬出期限までに搬出されない場合は、別途保管料等のペナルティを請求する場合があります。

第 9 条(免責事項)

1. 事務局は、不動車の搬入、搬出、移動、積み降ろし、動作確認その他取扱いに伴い発生した損傷について、故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
2. レッカー移動、積載車による運搬その他移動手段に起因して発生した損傷についても、前項と同様とします。不動車は現状有姿での取引とし、落札後の状態変化について事務局は責任を負わないものとします。

第 10 条（下見代行）

行いません。

第 11 条（解約金）

解約金については IMA 規約第 44 条に準じるものとします。

第 12 条（消費税の表示方法）

車両代金、手数料等は消費税抜きの金額で表示するものとし、それに係る消費税は別途表示します。

第 13 条（規則の改訂）

事務局が本規則の改訂を必要と判断した場合は、随時改訂するものとします。

改訂内容については、場内掲示、インターネットその他事務局所定の方法により会員へ告知するものとします。

第 14 条（施行）

令和 8 年 10 月 1 日施行